

大阪市立水都国際中学校・高等学校
消防用設備等保守点検業務委託選定
要項書

学校法人 大阪YMCA

2019年 8月

1. 目的

当法人が運営し2019年（平成31年）4月に開校の大阪市立水都国際中学校・高等学校（下記2. 対象物件、以下、『本物件』という。）について、消防用設備等保守点検業務（以下、『本業務』という。）の委託先の選定を目的に本要項書に基づいて選定を実施します。

2. 対象物件

物件名： 大阪市立水都国際中学校・高等学校
所在地： 【東学舎】 大阪市住之江区南港中2丁目7-18
 【西学舎】 大阪市住之江区南港中3丁目7-13
規模： 【東学舎】 地上4階・地下なし、延床面積6496㎡
 【西学舎】 地上4階・地下なし、延床面積6912㎡
用途： 学校

3. 委託対象業務及び期間

別紙 基本仕様書をご参照願います。

期間 2019年9月1日～2020年3月31日の業務

4. 委託会社決定までのスケジュール

要項書（本書）配布	：2019年 8月19日～8月23日
応募申込期間	：2019年 8月23日～8月27日
質問書受付期間	：2019年 8月23日～8月27日
質問書回答日（予定）	：2019年 8月28日
書類提出期限	：2019年 8月28日 15:00まで
委託先決定日（予定）	：2019年 8月29日

5. 資格要件

本選定への参加は原則として以下に掲げるすべての項目を満たす事業者とします。受託者が委託先決定後に条件を満たさない事項が判明した場合は選考結果を無効とします。

- (1) 教育施設（小学校、中学校、高等学校、大学など）教育基本法第1条に定める学校で委託対象業務の実績を有していること。
- (2) 本業務の作業責任者は消防用設備等の点検整備に関し5年以上の実務経験を有すること。
- (3) 下記業務項目の再委託を行わないこと。
- (4) 故意または過失により物件、第三者への損害を与えた場合の賠償責任を負うこと。

6. 提出書類

以下の提出書類を『4. 委託会社決定までのスケジュール』に記載の書類提出期限までに『10. 本件窓口・書類提出先』まで担当者宛てに電子メールでご提出ください。

(1) 見積書（自由書式）

(2) 実績書

5. 資格要件（1）について記入すること。

(3) 資格要件内容を証明する書類

5. 資格要件（2）について作業責任者名、実務経験証明書、(3) (4) について誓約書等を提出すること。

7. 選定基準

ご提出いただいた資料の内容を精査・判断して委託先を選定させていただきます。なお、選定結果に関するお問い合わせはご遠慮願います。

8. 選定結果の通知

選定結果については『4. 委託会社決定までのスケジュール』に記載の委託先決定日（予定）に参加企業様各社に通知（郵送または電子メール）します。電話や訪問等によるお問い合わせはご遠慮願います。

9. 応募申込み及び質問事項

(1) 応募申し込み

応募申し込みは『10. 本件窓口・書類提出先』まで担当者宛てに書式1 応募申込書及び6. 提出書類を『4. 委託会社決定までのスケジュール』に記載の応募申込期間内に電子メールに添付（PDF方式）してご提出ください。

(2) 質問事項の受付

本件に関する質問事項は『10. 本件窓口・書類提出先』まで担当者宛てに（書式自由）『4. 委託会社決定までのスケジュール』に記載の質問書受付期間内に電子メールでご提出ください。なお、電話や訪問等によるお問い合わせはご遠慮願います。

(3) 質問事項に関する回答

ご質問に関する回答は『4. 委託会社決定までのスケジュール』に記載の質問書回答日に書式1 応募申込書に記載の担当者メールアドレスに電子メールで回答します。

なお、ご質問頂いた内容は原則として応募申込み企業様各社に会社名を特定できないような形で開示いたします。

10. 本件窓口・書類提出先

学校法人大阪YMCA 大阪市立水都国際中学校・高等学校 指定管理運営法人
担当者 宮本

住所：〒559-0033 大阪市住之江区南港中3丁目7-13

TEL：06-7662-9600 E-mail：suitokokusai-koubo@suitokokusai.org

*電話でのお問い合わせは受け付けておりません。

1 1. その他

- (1) 本選考に関して虚偽があった場合は選考及び結果を無効とします。
- (2) 各種書類の作成、提出に係る費用は提出者の負担とします。
- (3) 提出いただいた資料は返却いたしません。
- (4) 本選考に関して配布した資料は公表、使用することはできません。

1 2. 添付資料

- (1) 基本仕様書
- (2) 機器表
- (3) 簡易平面図 東学舎、西学舎

以上

(書式1)

学校法人 大阪YMCA 御中

応募申込書

会社名	
住所	
電話番号	
代表者	
担当者氏名	
電話番号	
FAX 番号	
担当者 メールアドレス	

消防設備保守点検委託 基本仕様書

本仕様書は、大阪市立水都国際中学校・高等学校（以下「法人」という。）が委託する消防用設備等保守点検業務の基本仕様を定めるものであり、受託者は、本仕様書に基づき、誠実かつ適正に業務を遂行するものとする。

1. 目的

消防法第 17 条 3 項及び建築基準法第 12 条に基づく消防用設備等の機器及び総合点検を実施すること。

2. 委託業務名称

消防用設備等保守点検委託

3. 履行場所

大阪市立水都国際中学校・高等学校 東学舎及び西学舎

4. 委託業務の内容

消防用設備等の点検は、消防設備士又は消防設備点検資格者免許を保有する技術者を派遣し、それぞれ免許に記入されている種類の点検を行なうものとする。

4-1 点検対象機器

- ①消火器
- ②屋内消火栓設備
- ③自動火災報知設備
- ④ガス漏れ警報設備
- ⑤非常用放送設備
- ⑥誘導灯設備
- ⑦防火排煙設備
- ⑧非常通報設備

* 業務対象設備は「機器数表」参照

4-2 修理及び取替

- ① 本業務の履行に係わる一切の費用は、基本的に受注者の負担とするが、故障・破損の修理費用は含まない。
- ② 点検等業務は、本仕様書に基づき法人担当者の指示に従って実施するほか、本仕様書に定めない事項であっても、保守業務上必要と認める事項は実施する。

4-3 業務報告書

業務完了後に次の書類等を提出する。（書式は受注者の業務報告書による）

①故障・不具合報告書（2部）

故障・不具合発生時の修理は、その都度、報告書を2部速やかに提出し、認印を受ける。

③点検及び保守結果報告書（2部）

消防法で定める点検結果報告書の書式は、定期報告制度に基づくものとする。

4-4 その他

①仕様書、実施方法、数量および単位、故障などについて疑いを生じた時は、法人担当者と協議のうえ処置をする。軽微なものは本業務に含むものとする。

②受注者は、下記事項に該当する文書等を提出する。また提出内容に変更があった場合、変更内容をその都度提出するものとする。

i) 点検等を行う技術員の経験年数、消防設備士又は消防設備点検資格免許番号

ii) 故障・不具合発生時、災害発生時等の緊急時対応を行う際の体制表

③故障不具合が発生した場合は、連絡をうけた後速やかに故障等を復旧すること。

④法人担当者が定めた消防訓練に1名以上参加させること。

5. 履行期間

2019年9月1日から2020年3月31日

*上記の間で法人担当者と協議し機器点検、総合点検日を決定すること。

6. 提出資料

(1)業務履行に際し、予め作業工程表を提出すること。

(2)その他、法人の求める、必要資料を提出すること。

7. 経費の負担 受託者は、次の経費を負担すること。

(1)業務に要する工具

(2)業務に要する機器及びその運搬

(3)業務に要する材料

(4)官庁届出申請・報告書式作成

8. 作業日時

法人運営に支障のない作業日時を、法人と協議のうえ決定すること。

9. 損害賠償

受託者の故意または過失により、物件、法人、第三者、工作物およびその他の備品に損害を与えた場合は、受託者の責任において損害を賠償すること。

10. 業務の引継ぎ

履行期間終了後また解除による終了などに伴い次期業務受託者が決定されたときは、現行受託者の責任により、次期受託者が円滑かつ支障なく業務が遂行できるよう、良心的に受託業務の引継ぎを遅滞なく行うこと。

11. 再委託の禁止

本契約に基づく業務を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

12. 個人情報の保護

(1) 業務履行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

(2) 業務の履行による個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利侵害を侵害することのないよう努めなければならない。

13. その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、双方都度協議の上、決定するものとする。